

# 第7章 再犯防止に向けた取組



## (第2期再犯防止推進計画)

### 1 計画の目的

平成28年12月に制定・施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）では、再犯の防止等に関する施策を実施するなどの責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯防止等に関する施策を推進する計画を定めることに努めることとされました。

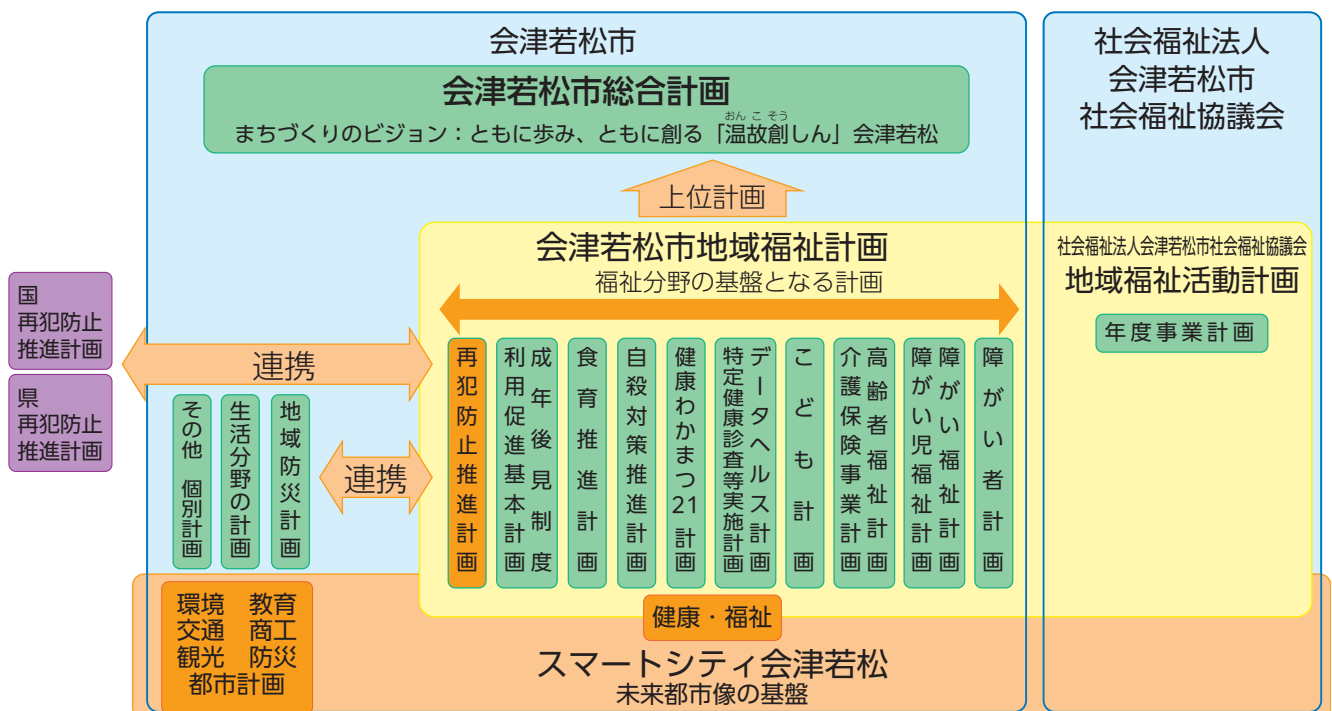
本市においても、令和6年3月に会津若松市再犯防止推進計画を策定し、国・県、関係団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者などが社会から取り残されることなく円滑に社会復帰し、地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会を実現することを目的とします。

なお、再犯防止の施策の実施にあたっては、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮していきます。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、第2期及び第3期会津若松市地域福祉計画の基本理念「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」の実現を、再犯防止推進の観点からより具体的に体系化したもので、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

#### <計画の位置づけ>



### 3 計画の期間

令和8年度から令和13年度までの6年間（第3期地域福祉計画と同期間）  
 （第1期の計画期間は、第2期地域福祉計画の終期に合わせ2年間としました。）

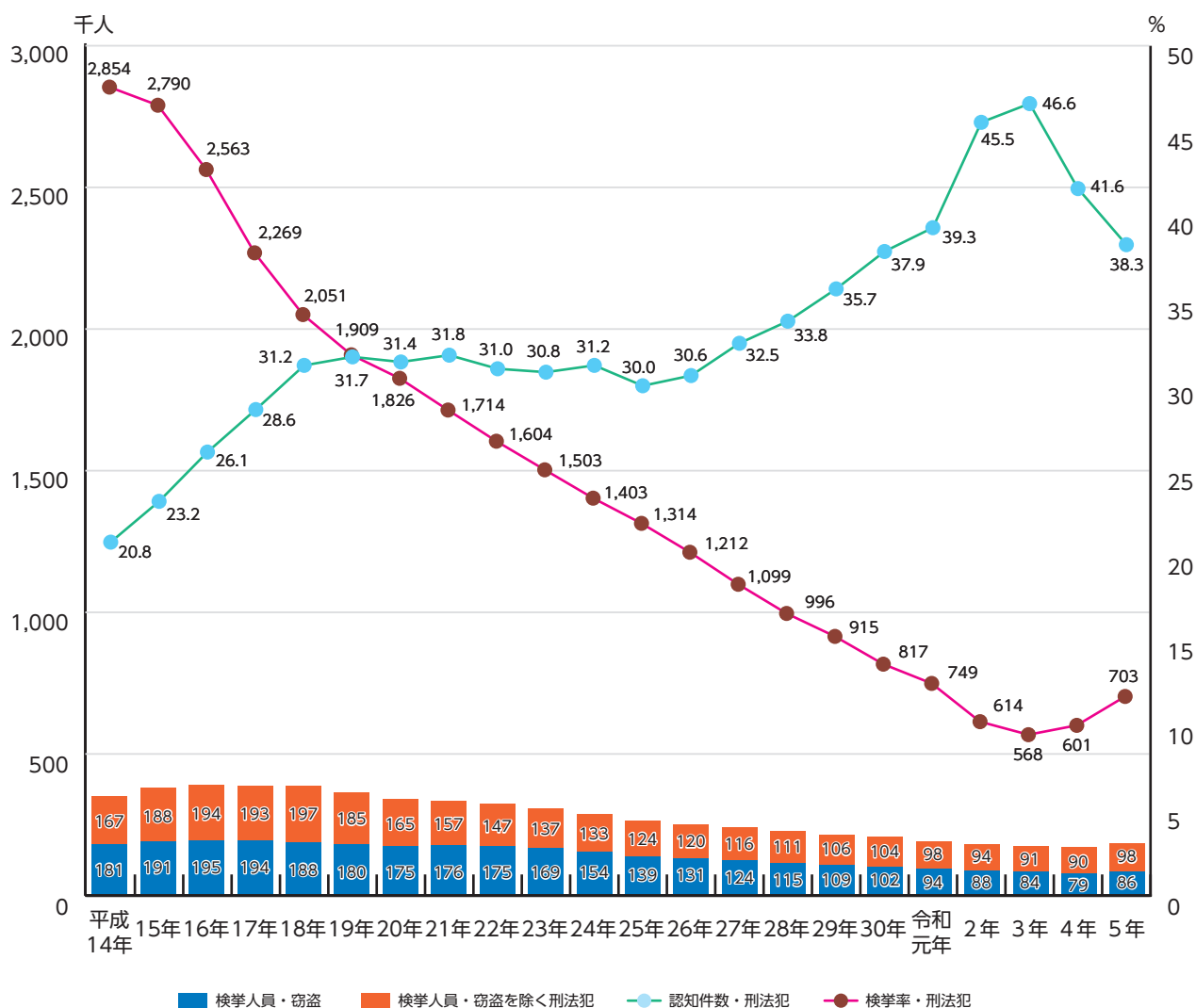
### 4 再犯防止を取り巻く現状と課題

#### ●犯罪及び再犯の現状

全国の刑法犯認知件数は、平成14年には戦後最多の約285万件でした。令和3年には戦後最少の約57万件まで減少しましたが、令和4年から上昇に転じ、令和5年には約70万件になっています。

また、検挙者数は、平成16年の約39万人をピークに、令和4年には約17万人まで減少しましたが、令和5年には約18万人と上昇に転じています。

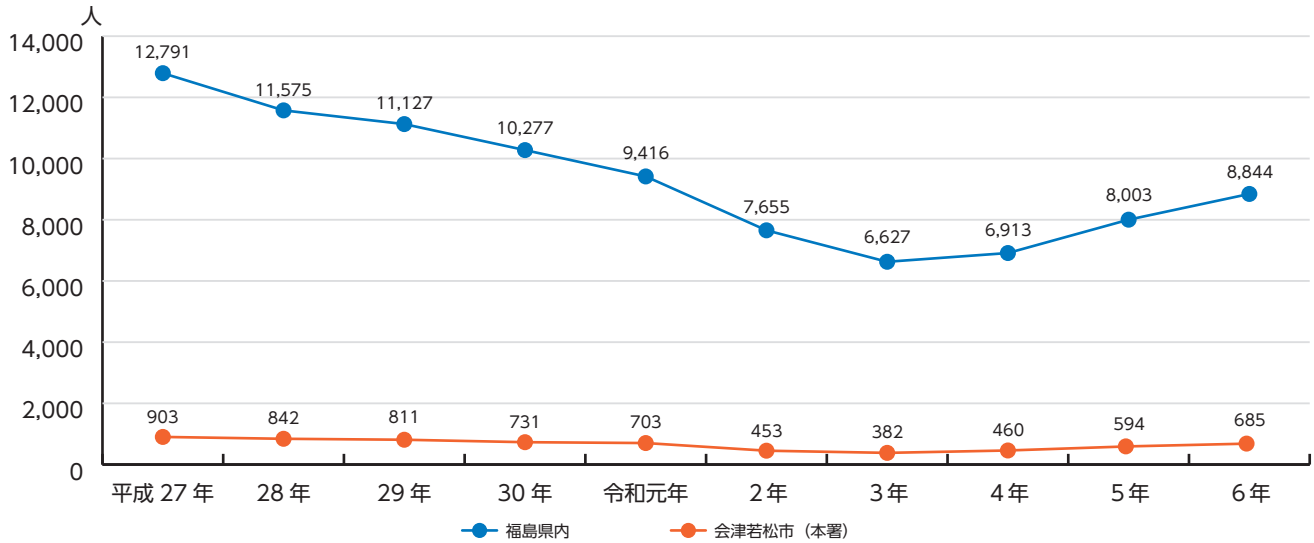
刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率の推移（全国）



出典：令和6年版 犯罪白書

また、県及び会津若松市（会津若松警察署管内）の刑法犯の認知件数の推移については、県及び市の双方とも令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年から増加傾向に転じています。

### 刑法犯認知件数の推移

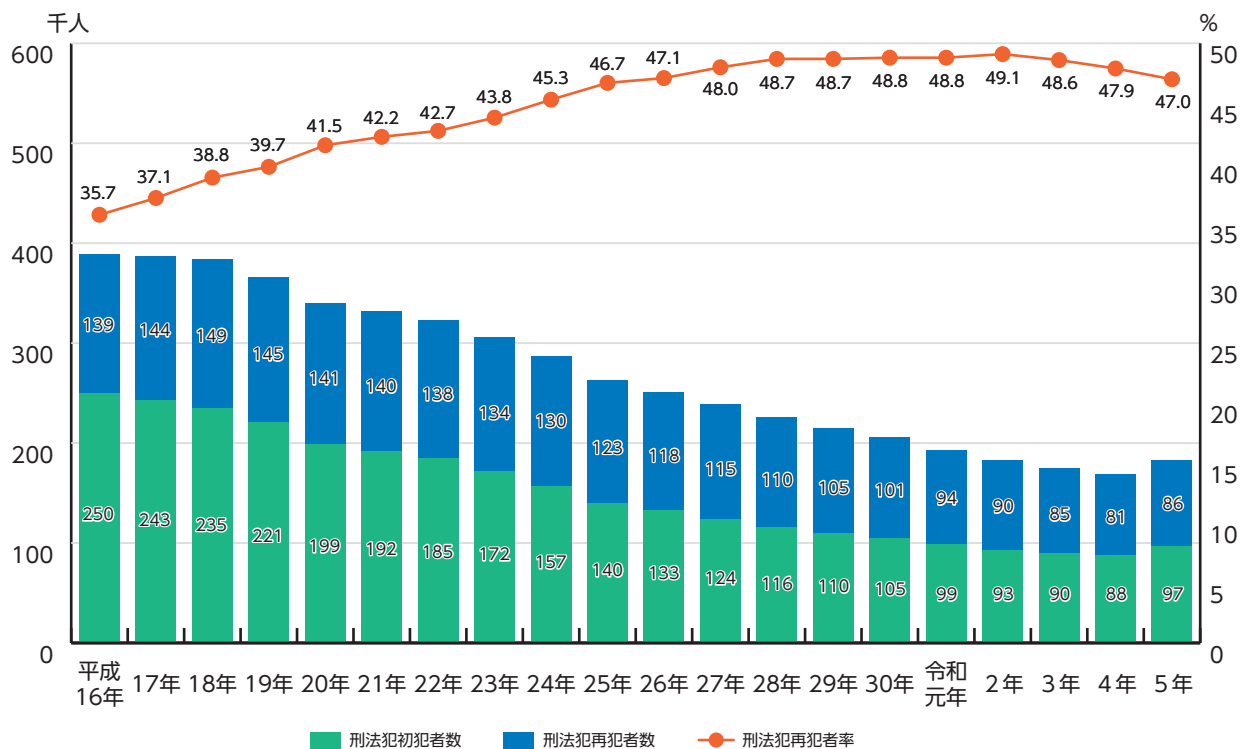


出典：令和6年生活安全白書会津若松（会津若松警察署）

全国の刑法犯検挙者における再犯者数は、平成18年の約15万人をピークに令和4年には約8万人まで減少していましたが、令和5年には上昇に転じています。

また再犯者率は、初犯者と比較し再犯者の減少が少ないことで、令和2年には49.1%まで上昇しました。その後は減少していますが、検挙者の約半数を再犯者が占めています。

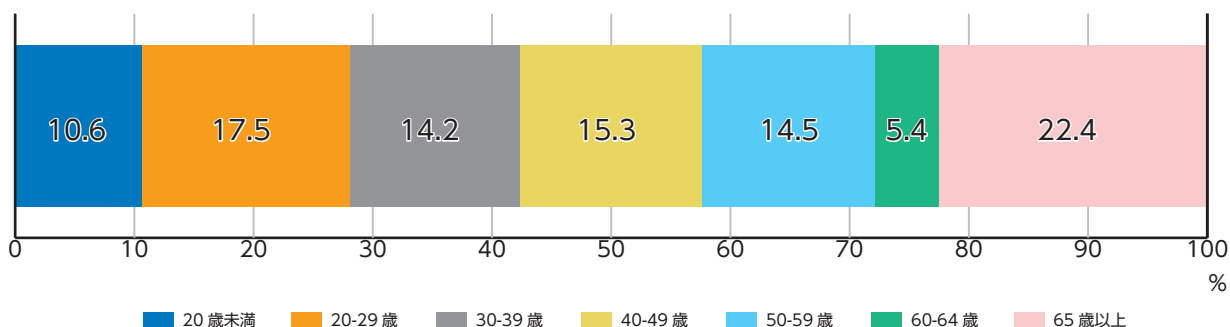
### 刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯者率（全国）



出典：令和6年版 再犯防止推進白書

### ◆ 刑法犯検挙人員の年代別構成割合（国・令和5年）

刑法犯検挙人員の年代別構成割合について 刑法犯検挙人員の年代別構成割合（全国・%）は、65歳以上の高齢者が22.4%と多く、次いで20代が17.5%という状況になっています。



出典：令和6年版犯罪白書

### ◆ 少年犯罪・非行の現状（県・市）

県及び会津若松警察署管内における少年犯罪や非行の状況については、以下のとおりです。特に深夜のはいかい、喫煙、粗暴行為が多い状況にあります。

#### ● 少年の非行・補導の状況（令和6年）

	総数	非行少年			計	不良行為少年
		犯罪少年	触法少年	㇔犯少年		
福島県内	1,980	249	104	7	360	1,620
会津若松市（本署管内）	243	40	16	2	58	185

出典：令和6年生活安全白書会津若松（会津若松警察署）

#### 【区分の内容】

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
㇔犯少年	㇔犯事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、自己や他人の特性を害する行為をしている少年

## ●更生保護の現状

### 保護司の現状

本市の保護司の定員は 59 名となっています。

令和 7 年 6 月 1 日現在の保護司数は 49 名で 10 名の欠員があり、充足率は 83.1%となっています。

保護司の推移（各年 6 月 1 日現在）

年	令和元年	2	3	4	5	6	7
保護司数	51 名	54 名	54 名	52 名	50 名	52 名	49 名
充足率	86.4%	91.5%	91.5%	88.1%	84.7%	88.1%	83.1%

### 協力雇用主の現状

犯罪や非行をした者の雇用にも協力することで、自立や社会復帰に向けて支援する雇用主による「会津若松地区協力雇用主会」が平成 31 年 2 月 8 日に発足し、現在 15 社が活動しています。

### ◆刑法犯検挙人員の就業状況割合（国）

支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）は、平成 23 年度以降増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があった令和 2 年度からは減少に転じたものの、令和 5 年度は 3,072 件と前年度よりも増加しました。

就職した者の割合は、令和 5 年度は 49.7%と前年よりも 1.4 ポイント増加しています。

○刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者及びその割合

（全国・令和元年～5年度）

年 度	支援 対象者数	就職件数		割合
		うち矯正 施設在所者	うち保護観 察対象者等	
令和元年度	7,411	4,355	3,056	50.2
2	6,947	4,056	2,891	46.0
3	6,221	3,745	2,476	50.3
4	6,219	3,829	2,390	48.3
5	6,185	3,883	2,302	49.7

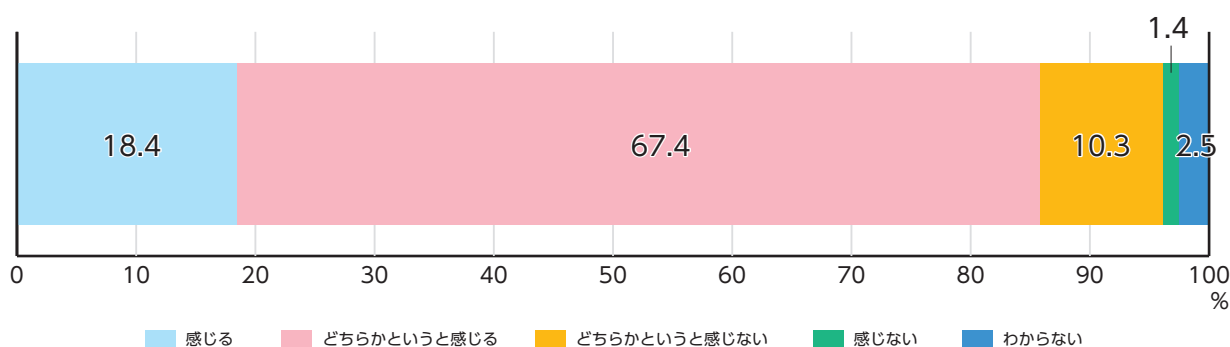
出典：令和 6 年版 再版防止推進白書

## ● アンケート結果から見る現状と課題

### □ 本市における安全・安心の認識

「会津若松市は安全で安心な暮らしやすい地域である。」と感じている方の状況については、「感じる」が18.4%、「どちらかといえば感じる」が67.4%であり、概ね安心と感じている方の合計は85.8%と高く、多くの方が安全・安心なまちと感じている状況にあります。

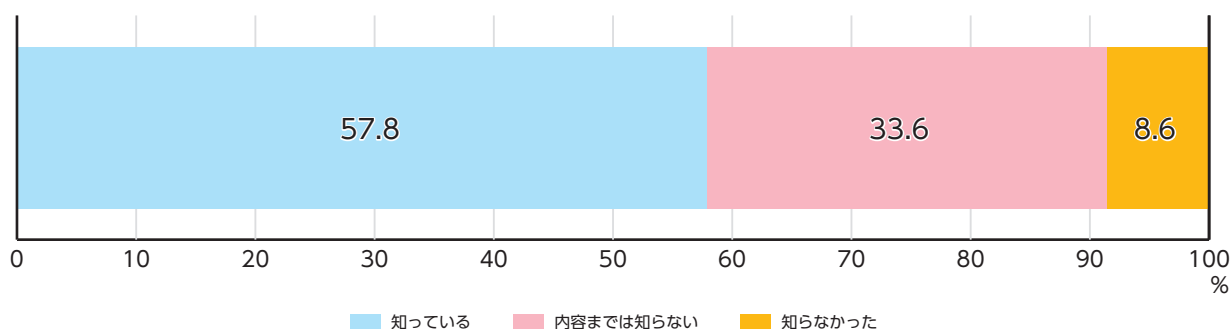
#### ■ 安全・安心の認識



### □ 国の再犯防止の取組の認知率

国の再犯防止の取組への認知状況については、「再犯防止推進法」を制定して取り組んでいることを「知っている」は、57.8%、「内容までは知らないが、『再犯防止』という言葉は聞いたことがある」は33.6%となっています。

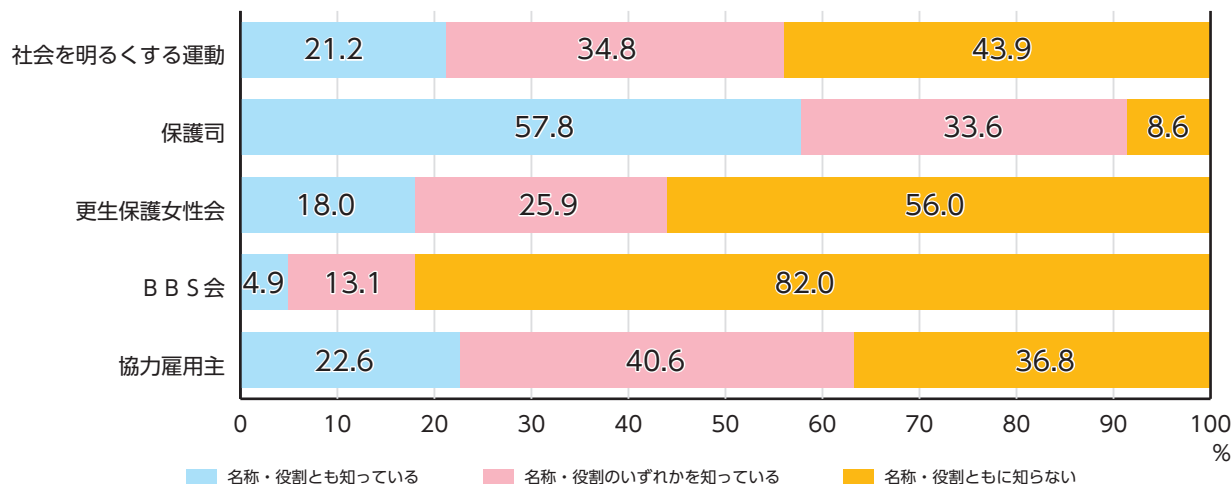
#### ■ 国の再犯防止の取組の認知率



## 更生保護活動の認知率

更生保護活動の中心となる「保護司」の名称や役割について、半数以上の方が双方とも知っており、いずれかを知っている方を加えると9割以上の方に認知されていることとなります。また、「社会を明るくする運動」や「協力雇用主」については、両方、いずれかを知っていると答えた方は半数を超えていますが、どちらも知っているという方の割合は低い状況にあります。

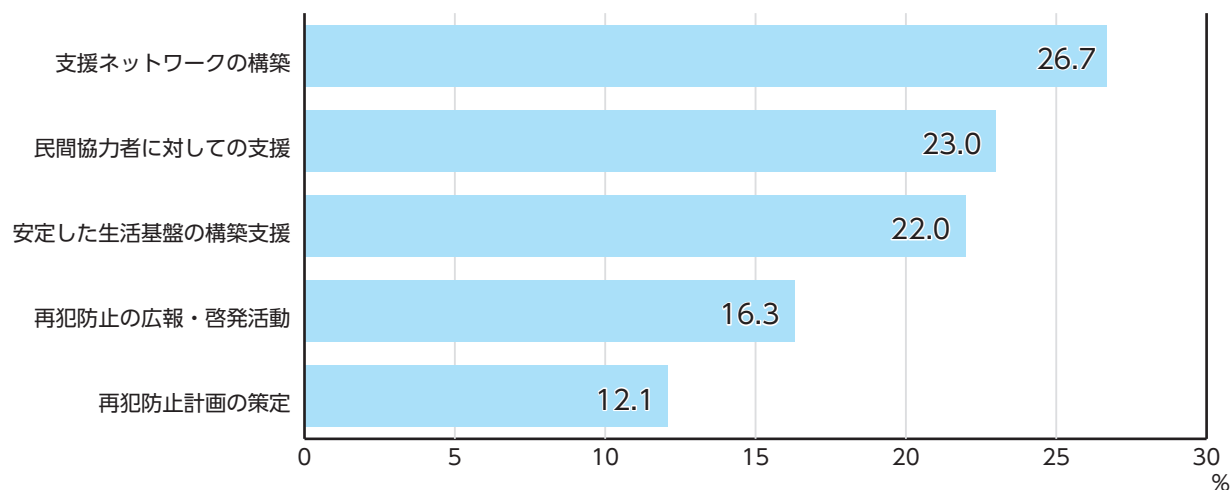
### 更生保護活動の認知率



## 市に期待する再犯防止施策

市が今後推進すべきと考える再犯防止施策は、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作る」が26.7%、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が23.0%、「仕事と住居を確保し、安定した生活基盤の構築を支援する」が22.0%と上位を占めています。

### 市に期待する再犯防止施策

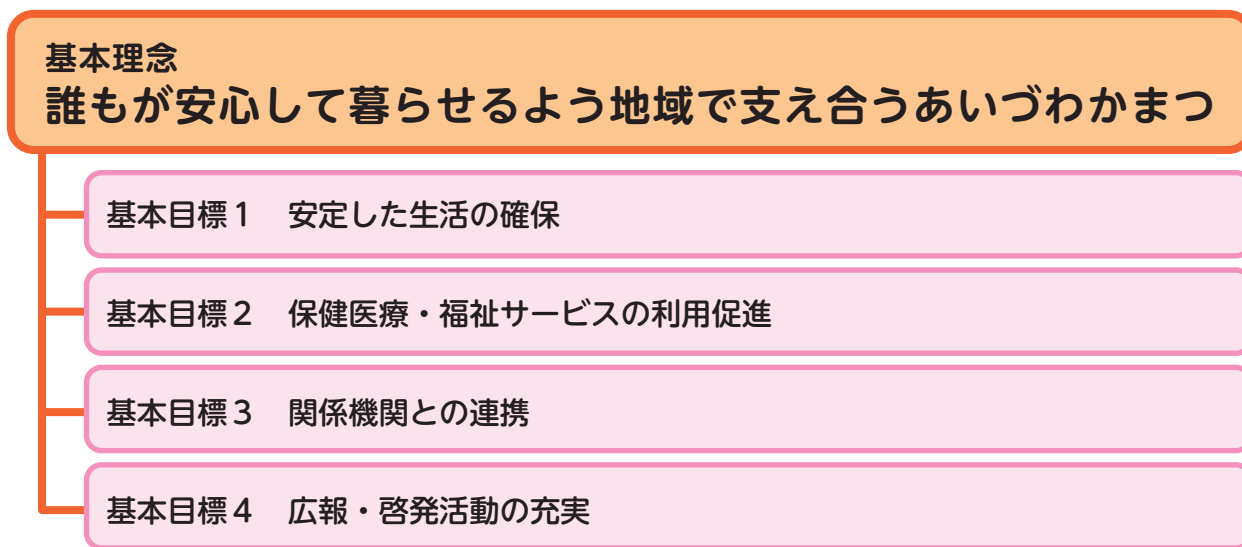


## 5 施策とその展開

### ◆計画の体系図

本計画の基本理念や4つの基本目標の実現に向けては、次の施策の方向性に基づき、施策を展開することで、市民、保護司会をはじめ、地域における各種団体等、医療・福祉の専門職、国・県等と連携しながら再犯防止を推進します。

#### <計画の体系図>



### ◆基本施策

#### 基本目標1 安定した生活の確保

##### ●施策の方向性

- ▶ 犯罪をした者などの就労や住居の確保につなげ、社会の一員として活躍できるよう支援に取り組みます。

##### ●主な取組

- ▶ 生活困窮者自立支援制度等による支援を通じ、生活の安定を図ります。
- ▶ 商工業や農業など、多様な分野との連携による就労に向けた環境づくりを推進します。
- ▶ 会津若松地区協力雇用主会と連携した就労の確保に努めます。

## 基本目標 2 保健医療・福祉サービスの利用促進

### ● 施策の方向性

- ▶ 犯罪をした高齢者や障がい者等で自立した生活を営む上での困難を有する方や、アルコールや薬物等の依存症患者へ、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関等との連携強化を図ります。
- ▶ 悩みを抱える子どもや地域生活課題を抱える方が、相談しやすい環境整備を図ります。

### ● 主な取組

- ▶ 福島県会津保健福祉事務所や地域包括支援センター等の相談・支援機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービスの提供につなげます。
- ▶ 状況に応じてどこに相談したら良いのかわかりやすくするため、相談・支援機関の周知を図ります。あいづわかまつまるごと相談窓口「あいまるLINE」の周知に取り組みます。
- ▶ 高齢化や障がいにより判断能力が十分でない方が安定した生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。
- ▶ さまざまな地域生活課題に対応するため、重層的な支援体制の整備に取り組みます。

## 基本目標 3 関係機関との連携

### ● 施策の方向性

- ▶ 第3期地域福祉計画を推進し、ボランティアの人材育成に取り組みます。
- ▶ 更生保護活動の継続につながるよう、保護司や民間ボランティア活動の充実に向けた人材確保や活動の支援に取り組みます。

### ● 主な取組

- ▶ 社会福祉協議会等と連携したボランティアの人材育成を図ります。
- ▶ 適正な保護司数を維持できるよう、保護司会と連携した人材の確保に取り組みます。
- ▶ 保護司会による人材育成の取組を支援します。
- ▶ 更生保護サポートセンターの継続した設置・運営を支援します。

## 基本目標 4 広報・啓発活動の充実

### ● 施策の方向性

- ▶ 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの健全な成長を見守ります。
- ▶ 犯罪の防止に向け、関係機関と連携して更生保護活動の広報・啓発活動に取り組みます。
- ▶ 再犯者の円滑な社会復帰に向けて、更生保護活動の理解促進を図ります。

## ●主な取組

- ▶国や県、教育機関等の関係機関と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報活動に努めます。
- ▶警察署等の関係機関と連携し、防犯意識の向上に努めます。
- ▶犯罪をした者などが地域から孤立しないよう、地域における更生保護活動の理解促進に向けて、広報・啓発活動の充実に努めます。
- ▶保護司会や更生保護女性会、協力雇用主が取り組む更生保護活動について、市のホームページや広報紙において紹介し、市民の理解促進を図ります。
- ▶「社会を明るくする運動強調月間」における行事について、保護司会等関係機関・団体と一体となって広報・啓発活動に努めます。

第1章  
計画策定にあたり

第2章  
地域福祉の現状

第3章  
第2期計画の検証

第4章  
第3期計画の考え方

第5章  
施策とその展開

第6章  
地域における重点取組

第7章  
再犯防止に向けた取組

第8章  
成年後見制度の利用促進

第9章  
計画の推進体制

資料編